

# 基準病床数制度について

平成30年2月6日  
医療政策部医療安全課

## 目的

病床の整備について、病床過剰地域(※)から非過剰地域へ誘導することを通じて、病床の地域的偏在を是正し、全国的に一定水準以上の医療を確保

※既存病床数が基準病床数(地域で必要とされる病床数)を超える地域

## 仕組み

### ○ 基準病床数を、全国統一の算定式により算定

※一般病床・療養病床は、二次医療圏ごとの性別・年齢階級別人口、病床利用率等から計算  
精神病床は、都道府県年齢の階級別人口、1年以上継続して入院している割合、病床利用率等から計算  
結核病床は、都道府県において結核の予防等を図るため必要な数を知事が定めている  
感染症病床は、都道府県の特定感染症指定医療機関等の感染症病床の合計数を基準に知事が定めている



### ○ 「既存病床数」が「基準病床数」を超える地域(病床過剰地域)では、病院等の開設・増床を許可していない。

### 【病床数の算定に関する例外措置】

- ① 救急医療のための病床や治験のための病床など、更なる整備が必要となる一定の病床については、病床過剰地域であっても整備することができる特例を設定
- ② 一般住民に対する医療を行わない等の一定の病床は既存病床数に算定しない(病床数の補正)